ごみの持ち込みQ&A

一般家庭

缶類の持込

- Q. オイル缶や一斗缶の持ち込み方は?
- A. 中身は使いきってください。※中身を布や紙に含ませた物は可燃ごみとして出してください。 できれば各市リサイクルステーションに出してください。
- Q. 中身の入ったスプレー缶は出せるの?
- A. 使いきり、穴をあけて出してください。
- Q. 缶はつぶして持ち込んだほうがいいの?
- A. どちらでも大丈夫です。できれば各市リサイクルステーションに出してください。

電池や電気製品の持込

- Q. 充電式電池(携帯電話・カメラ用)はどうすればいいの?
- A. 不燃で持ち込めますが、できれば電気店などに設置してある回収ボックスをご利用ください。 または各市リサイクルステーションに出してください。
- Q. ボタン電池は?
- A. 不燃(要分別)で持ち込めますが、できれば電気店などに設置してある回収ボックスをご利用ください。または各市リサイクルステーションに出してください。
- Q. ストーブ・ファンヒーター・電子レンジなど受入てくれる?
- A. 受入れ可能です。ストーブ等の灯油は抜いてください。電池は取り外してできるだけ 各市リサイクルステーションに出してください。
- Q. テレビは環境センターでは引き取ってくれないの?
- A. 特定家庭用機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、法律により家電業界(販売店など)によるリサイクルの義務ができたため引き取ることができません。
- Q. 外国製のテレビはどうなるの?
- A. 日本製と同様にリサイクル義務があります。
- Q. パソコンの処分は?
- A. 平成15年10月1日から「資源有効利用促進法」に基づく指定再資源化製品として全ての家庭 用パソコンのリサイクルが開始されたことに伴い、環境センターでは受入しておりません。
- ※リサイクルの詳細については、こちらをクリックしてください。

持ち込みの制限

- Q. ふとんの持ち込み方は?
- A. そのまま持ち込んでください。
- Q. 剪定枝等に長さや太さの規制があるのは?
- A. 焼却炉の投入口(ホッパ)で詰まり、ブリッジという現象が起こってしまうからです。 ブリッジを起こすと炉内の圧力が不安定になり火災を引き起こす恐れがあります。

- Q. ふすまやアルミサッシ、畳を受入てくれないのはなぜ?
- A. 建築廃材が大量に出た場合、建設業(解体工事やリフォーム)に伴う産業廃棄物との 区別が困難なためです。民間業者をご紹介いたしますのでご理解お願いいたします。
- Q. 家庭菜園等で使ったビニール類を受入てくれないのはなぜ?
- A. 大量の場合ふすまやアルミサッシ、畳と同様に農業に伴う産業廃棄物との区別が困難 なためです。民間業者をご紹介いたしますのでご理解お願いいたします。
- Q. オートバイの処分は?
- A. オートバイを廃棄するときは「廃棄物二輪車取扱店」のマークのある窓口や、「指定引取窓口」にご相談ください。
 - ※原付バイクは受入可です。
- ※リサイクルの詳細については、こちらをクリックしてください。

その他

- Q. 火事で出たごみは処分してくれるの?
- A. 組合ホームページを参照願います。※こちらをクリックしてください

事業所

- Q. 直接搬入する場合も指定ごみ袋を使うの?
- A. 直接搬入される場合は必要ありません。ただし荷下ろしはご自身でしていただきますので 降ろしやすいよう任意の袋をお使いいただいた方がよいと思います。
 - ※一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する場合は必ずご使用ください。
- Q. 産業廃棄物と一般廃棄物って?
- A. 事業者持込不可の物品及び問い合わせ先を参照願います。
- ※こちらをクリックしてください。
- Q. 産業廃棄物だって今まで出してたけど?
- A. 環境センターは一般廃棄物の中間処理施設です。一部の産業廃棄物(飲食用缶類)以外は受入しておりません。産業廃棄物は環境センターへの直接の持ち込みはもちろん、一般廃棄物収集運搬許可業者に引き取ってもらうこともできません。産業廃棄物処分許可業者へお願いしてください。
 - ※飲食用缶類については「合わせ産廃」として受入を認めております。ただし、一般廃棄物 収集運搬許可では、産業廃棄物を収集運搬できません。委託する場合、必ず産業廃棄物 収集運搬許可を有する業者とご契約ください。

その他

- Q. 不法投棄を見つけた場合はどうしたらいいの?
- A. それぞれお住まいの市役所担当課へご連絡ください。
- Q. 収集車が集積場のごみを持っていってくれないんだけど取りにきてくれませんか?
- A. 収集に関しては各市役所の管轄になります。環境センターでは引取はしておりません。 ※各市役所担当窓口にお問い合わせください。